

令和4年4月入学のみなさまへ

就学援助 新入学学用品費等の入学前支給についてのお知らせ

市では、「糸島市立小中学校児童生徒就学援助規則」の規定に基づき、経済的な理由により、市立小中学校に就学が困難と認められる世帯の保護者に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助しています。

就学援助制度のうち、「新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（以下「入学前支給」という。）」は、3月下旬（入学前）の支給を行っています。

この入学前支給を希望される場合は、次の内容をご確認のうえ、申請期間内に申請書を市役所学校教育課に持参又は郵送で提出してください。

申請書は、学校事務室、市役所学校教育課窓口または糸島市ホームページに備えています。

また、今回の入学前支給を申請しない場合でも、4月中に就学援助申請を行い、その後対象と認定されれば、入学前支給も他の援助費と併せて7月から9月頃に支給します。

●入学前支給の対象となる人（就学援助対象者）

次の1～3の要件に該当する人

- 1 令和4年4月に糸島市立小・中学校に入学予定の人
- 2 住民登録地が糸島市内で、申請日以降引き続き糸島市に居住している人

※入学前支給を受けた後、市外転出などの理由で糸島市立小・中学校に入学しなかった場合は、支給額を返還していただくことになります。該当する可能性がある場合には、申請を行わないでください。

3 世帯が次のいずれかの申請理由に該当する人

- ① 生活保護の廃止・停止を受けたが、なお経済的に困っている。
- ② 市民税が非課税とされ、または、減免の適用を受けている。
- ③ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当が現在支給されている。
- ④ その他特別な事情により生活状態が悪く困っている。

「④ その他特別な事情により生活状態が悪く困っている。」の認定基準

申請理由「④」の場合、「令和3年度市民税の所得割課税額の世帯合計額（税額控除前（調整控除を除く）の税額）」が71,800円以下を基準とします。（生計を一にする世帯員が複数人いる場合、それぞれの市民税額を合算して判断します。）

※決定に際し、教育委員会で市民税額確認のため、学生を除く16歳以上の世帯員全員の直筆（代筆不可）による「所得・納税証明等に関する委任状」の記入・提出が必要です。

●援助予定額及び支給時期

援助予定額・・・小学校入学予定者 51,060円 中学校入学予定者 60,000円

支給時期・・・令和4年3月下旬

支給方法・・・保護者の口座に振込

※1 支払の通知は行いませんので、振込先の通帳に記帳することなどをご確認ください。

※2 入学前支給を申請された世帯は、（兄弟姉妹がいる場合でも）改めて令和4年4月からの就学援助申請の必要はありません。入学前支給時の申請により、令和4年度の市民税額等で令和4年度の就学援助認定要件に該当するかの判定を行います。

●申請方法

申請者（保護者）が市役所学校教育課に申請書を直接若しくは郵送で提出してください。

（１）受付窓口 **糸島市役所 新館6階 学校教育課**

（窓口の混雑防止のため、郵送提出もできます。申請様式は学校教育課や各小・中学校にて配付または、糸島市ホームページにも掲載しています。）

（２）申請に必要なもの（郵送の場合必ず同封してください。）

- 1 通帳など申請者の口座番号がわかるもの（就学援助費の振込口座となります。（写し可）
- 2 世帯全員のマイナンバーカードまたはマイナンバーが記載された住民票の写し及び顔写真付き公的証明書（写し可）
- 3 申請理由が「③」の場合は児童扶養手当証書（写し可）
- 4 申請理由が「②」又は「④」の場合は所得・納税証明等に関する委任状（原本、写し不可）
- 5 就学援助申請書（原本、写し不可）

（事前に記載していただければ、短時間で手続きできます。）

※その他、審査のため必要な場合、学校教育課から申請者へ連絡させていただくことがあります。また、書類不備等があれば、支払い時期が遅くなる場合があります。

（３）受付期間

**※令和4年1月14日（金）から令和4年2月18日（金）まで
8：30から17：15まで（土・日・祝日を除く。）**

※今回の入学前支給を申請しない場合でも、令和4年4月に就学援助申請を行い、その後認定されれば、新入学学用品費も他の援助費と併せて7月から9月頃に支給されます。

●注意事項

- ※1 申請理由「②」又は「④」の場合は令和3年度の世帯の市民税額等を確認しますので、生計を一にする世帯員の所得の申告を済ませておいてください。令和2年1月から12月までの間が無収入の場合でも、所得の申告が済んでいないと税額の確認ができません。
- ※2 国の制度が改正された場合などに、援助予定額を変更する場合があります。
- ※3 就学援助の申請書などの記入にあたっては、消えるボールペンは使用しないでください。

●申請・お問い合わせ

糸島市教育委員会 学校教育課 学校教育係（〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号）
TEL：092-323-1111（内線2123）